

同時通訳の役務契約希望者募集要項（公募）

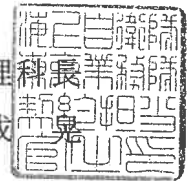
同時通訳の役務の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊東京業務隊経理科長

金田 成



記

1 調達品目

令和4年度における「同時通訳の役務」に係る契約

2 応募できる者の資格要件

応募できる者の資格要件は、次を全て満たすことのできる者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）競争参加資格審査（全省庁統一資格）により競争参加資格を有する者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であると認められる者であること。

（3）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が保証される者であること。

- (6) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (7) 本役務の履行に必要な言語能力（防衛関連用語への精通）を有すること。
- (8) 本事業の履行に必要な次項の要件に合致する技術者等を所要数（通訳要員3名、設備要員3名、業務統括者）従事させる体制及び所要の成果物を提出する能力等を有すること。
- (9) 同時通訳（英語から日本語、日本語から英語）を実施するにあたり、次の知識及び技能を有すること。
  - (ア) 防衛、安全保障、海軍、軍事、海洋安全保障及び海事に関する国際会議、政府レベルの会議（表敬訪問含む。）等における同時通訳の知識及び技能を有すること。
  - (イ) 前（ア）のうち、いずれか2つ（2項目同時の会議でなくともよい。）以上をテーマとした会議等への参加実績を複数回有すること。
  - (ウ) 発言者の出身国特性による英語のアクセントやなまりにかかわらず、発言の趣旨を捉え、発言者のメッセージを正しく適時に伝えられること。
  - (エ) 使用用語の間違い、ケアレスミス及び誤訳を極力回避できること。
- (10) 会議の実施形式（実会議形式または完全リモート形式）に応じた諸機材を準備できる能力を有すること。
- (11) 本役務に従事した技術者等に対し、知り得た情報を漏洩させない情報保全態勢を有すること。
- (12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約している若しくは保証できること。
- (13) 当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて第7号から第11号の項目を満たすこと。

### 3 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び「資格審査結果通知書（写し）」並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

#### 4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、上記の資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 役務に従事する同時通訳候補者の経歴（国際会議等名称、実施場所、実施日、発注者名を明記したもの。同時通訳成果が公表されていれば、同資料入手方法も併記）
- (2) 本事業の遂行に必要な2項に規定する体制を確認できる書類等
- (3) 情報保全態勢を確認できる書類等

#### 5 参加表明書及び技術資料の提出先等

##### (1) 提出先

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

03-3268-3111（内線57842）

##### (2) 申込受付期間

令和4年10月6日（木）～令和4年11月4日（金）

##### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時30分までとする。

##### (4) 提出部数

参加表明書、資格審査結果通知書（写し）、技術資料共各2部

##### (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

#### 6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊幹部学校の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊幹部学校の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

## 7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

## 8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

- カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
  - ケ 説明会は行わない。
  - コ 資料の保全及び取扱いには、十分留意するものとする。
- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編み綴りは不要とする。
  - (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、東京業務隊経理科契約係に行うことができる。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 10 役務の概要

### (1) 全般

次について、実会議形式またはリモート形式で実施する会議等において同時通訳を行う（機材の設置等含む）。また、会議等における全発言及び通訳内容を音声記録し、所定の形式（CD-R又はDVD-R）で提出する。

### (2) 実施日等

#### (ア) 実施予定日

令和5年2月下旬

#### (イ) 機材の設置等

会議前日1500時までに機材の設置を完了する。（必要な場合、海上自衛隊幹部学校が保有する機材との接続を含む。）会議終了後速やかに（最終日1900時までに）機材の撤収を行う。

#### (ウ) 実施場所

航空自衛隊幹部学校大講堂（東京都目黒区中目黒2-2-1）

付紙様式

年 月 日

契約担当官  
海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所在地  
会社名  
代表者名

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目
業務隊公示第32号 (令和4年10月6日)	同時通訳の役務

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）  
2 技術資料